

子どものための日本語学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どものための日本語学習支援基金（IJCE基金）の設置、管理及び運営に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下「機構」という。）が基金を活用して行う事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 事業の対象となる「子ども」は、青森県内に在住する外国につながる5歳から18歳までの者（ただし、19歳以上であっても高等学校等に在学中の者を含む。）とする。

2 前項に掲げる「外国につながる」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国籍である者
- (2) 日本国籍を持つが両親のうちいずれかが外国籍である者
- (3) 日本国籍を持つが両親のうちいずれかがかつて外国籍であった者
- (4) その他日本語学習支援を必要とする相当の事情がある者

(事業)

第3条 事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どものための日本語学習支援事業
 - ア 日本語能力試験受験料助成事業
 - イ 日本語学習教材給付事業
- (2) 広報活動及び事業運営に係る事業
 - ア 広報活動
 - イ 事業の実施に必要な機構事務局の運営
- (3) その他、理事長が必要と認める事業

(事業の決定)

第4条 前条の事業については、理事会の意見を聴き、理事長が決定するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要項は、令和6年7月1日から施行する。